

令和6年2月2日

各
都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について（依頼）

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。このキャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としており、実施期間の終了まであと1年余りとなっていることから、キャッチアップ接種の対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会等に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. キャッチアップ接種の実施期間

キャッチアップ対象者の接種機会の確保や、自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、キャッチアップ接種を実施する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としています。

実施期間の終了まであと1年余りとなっていることや、3回の接種完了までに約6ヶ月の期間が必要であること等を踏まえ、キャッチアップ接種の対象である方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いいたします。

2. キャッチアップ接種に関する広報について

HPVワクチンの定期接種の実施に当たっては、対象者が接種を検討・判断するためのHPVワクチンに関する情報等や、接種を希望する場合の円滑な接種のために必要な情報等を、丁寧かつ確実に提供することが重要であり、厚生労働省において、HPVワクチンに関するリーフレットを作成しています。1月26日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会／薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会における議論を踏まえ、リーフレットを改訂しましたので、対象者への情報提供にご活用いただくようお願いいたします。

また、キャッチアップ接種の対象者への再勧奨や、周知・広報のための資材についても、別紙のとおり新たに作成しましたので、あわせてご活用ください。

3. HPVワクチンに関するその他の情報提供資料

キャッチアップ接種以外のHPVワクチンに関するリーフレットについても、最新の内容に改訂しておりますので、適宜ご活用ください。

(別紙内訳)

【キャッチアップ接種に関する資料】

- 別紙1 キャッチアップ接種リーフレット
- 別紙2 9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（キャッチアップ版）
- 別紙3 キャッチアップ接種再勧奨ハガキ（カラー版）
- 別紙4 キャッチアップ接種再勧奨ハガキ（モノクロ版）
- 別紙5 キャッチアップ接種チラシ（一般向け）
- 別紙6 キャッチアップ接種チラシ（自治体向け）
- 別紙7 キャッチアップ接種ロゴマーク

【HPVワクチンに関するその他の情報提供資料】

- 別紙8 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）
- 別紙9 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）
- 別紙10 HPVワクチンの接種に関係する医療従事者向けリーフレット
- 別紙11 9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（定期接種版）

(参考)

・リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

・その他の広報資料を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html>

・令和6年1月26日開催 第100回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和5年度第15回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000208910_00072.html